

地域生活支援拠点等の整備について

上小圏域

背景: 障がいのある人が安心して地域で生活できるように、身近な相談支援体制を整備するとともに、グループホームへの入居体験、緊急時の受入体制の確保、コーディネーターの配置を行うなど、住まいを中心とした在宅支援を行うことが求められています。

障がい者(介助者)が抱える不安

- ・主な介助者がいなくなった場合の生活の不安
- ・緊急時(急病、災害時)の対応の不安
- ・健康面での不安
- ・介助者のレスパイト
- ・虐待に対する一時避難先の確保

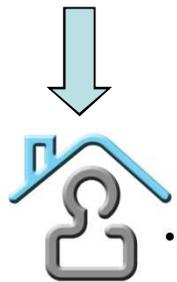
現状の把握
・年間5件ほど 10件
・何が緊急なのか、
緊急の定義

地域定着支援 ←
・事前に防げる不安
・緊急時に解決すべき不安

求められる機能

- ・相談機能 地域移行、親元からの自立等
- ・体験の機会、場の確保
1人暮らし、グループホームへ移行
- ・緊急時の受入、対応
ショートステイの利便性、対応力の向上
- ・専門性の向上 人材の確保・養成、連携等
- ・地域の体制づくり
サービス拠点、コーディネーターの配置等

日頃からのアセスメントと体験による不安の解消



- ・親との同居
- ・1人暮らし
- ・グループホーム

緊急時の連絡体制
と利用サービスの確認
・グループホーム、ショ
ートステイの体験的利用

緊急通報
・市町村
・基幹相談支援センター
・相談支援事業所

個人情報
(登録制)
市町村、基幹、相談支援
サービス提供事業所等

24時間の相談・
コーディネート

体験を通した
情報の共有

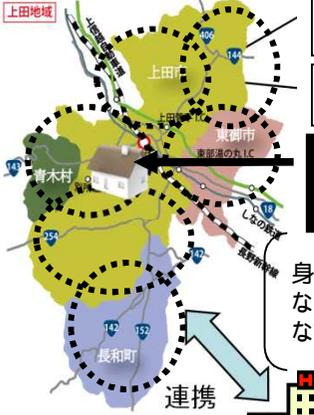
緊急対応
の軽減



当面は市町村
基幹相談支援センター

個人情報
(登録制)

アウトリーチ



6つのエリアによる整備
原則: 身近な地域で対応

- グループホーム
- ショートステイ
- 核となる施設
必ず1床の確保

身近な地域で対応がで
きない方(医療的ケアの必要
な方、強度行動障がい者等)

連携
医療機関
・医療的ケアが必要な
重症心身障害児・者等への対応

10年、20年先の
生活様態

一般相談支援事業所との役割分担

財政支援
・緊急時対応加算
・地域定着支援

地域生活支援拠点(居住支援・地域支援)として面的に整